

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五十一号

令和四年六月二十一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十  
四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条  
第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭  
和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の總  
数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分  
の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十  
万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合  
算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者  
の總数の五十分の一の数

一一三、三六三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する  
者の總数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乘  
じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七一、〇一五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の總数の三分の一の数（そ  
の總数が四十万を超える八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六  
分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	草加市	六九、七四九人
南第二区	川口市	一四七、七一〇人
南第三区	さいたま市西区	二六、一五三人
南第四区	さいたま市北区	四一、五九七人
南第五区	さいたま市大宮区	三三、九五七人
南第六区	さいたま市見沼区	四五、九五七人
南第七区	さいたま市中央区	二八、六八二人
南第八区	さいたま市桜区	二六、八一三人
南第九区	さいたま市浦和区	四五、七九九人
南第十区	さいたま市南区	五一、六一四人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、五一二人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六四九人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、一五三人
南第十四区	桶川市	二一、二七二人
南第十五区	北本市	一九、〇五四人
南第十六区	鴻巣市	三三、四一二人
南第十七区	志木市	二一、〇八六人
南第十八区	新座市	四五、九五三人
南第十九区	蕨市	一九、九九五人
南第二十区	戸田市	三七、三〇三人
南第二十一区	朝霞市	三九、三三六人
南第二十二区	和光市	二三、〇七八人
西第一区	所沢市	九七、二一八人
西第二区	入間市	四一、四五三人
西第三区	飯能市	二二、四九九人
西第四区	狭山市	四二、七八八人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇四八人
西第六区	富士見市	三一、三一三人
西第七区	川越市	九八、一七二人
西第八区	日高市	一五、五〇一人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、八五九人
西第十区	坂戸市	二七、八五〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七二八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、二〇一人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、八六〇人
北第一区	秩父市	一七、一六七人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一〇、九一一人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、七一八人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五一、一七二人
北第五区	熊谷市	二二、五七八人
東第一区	行田市	五四、七八六人
東第二区	羽生市	一五、一三七人
東第三区	加須市	三一、五六六人
東第四区	久喜市	四二、八六三人

東第五区	蓮田市	一七、六二五人
東第六区	白岡市・富代町	二四、四〇〇人
東第七区	春日部市	六六、三二〇人
東第八区	越谷市	九五、八四一人
東第九区	八潮市	二五、二六六人
東第十区	三郷市	三九、一二〇人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、九二六人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九六二人